

家畜共済診療点数表

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
〔第 1 診察料〕				診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとり ^{りん} 稟告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を含まない。
1	初 診	144	14	1 第 1 診に行う診察をいう。 2 繁殖障害の診療継続中に繁殖障害以外の病傷が発生して診察を行った場合及び繁殖障害以外の病傷の診療継続中に繁殖障害が発生した場合にも、この点数を適用する。 3 予後不良と診断した場合は、B 種に15点を加える。
2	再 診	56	8	1 第 2 診以後予後判定又は治癒判定のため単に診察するのみで、薬治、検査、注射、処置及び手術を行わない場合に限る。 2 予後不良と診断した場合は、B 種に15点を加える。
3	往 診			1 往診距離は、片道のみを計算し、1 戸に 2 頭以上の患者がある場合は、往診 1 回とする。 2 獣医師の診療施設から患者までの直線距離を往診距離とする。1 戸であっても異なる場所を連続して往診した場合は、次の患者に至るまでの距離とする。ただし、その距離が次の患者とその獣医師の診療施設を起点とした直線距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設を起点とした直線距離を往診距離とする。 3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B 種に下表の点数を加える。

番号種別	点数		備考																		
	B種	A種																			
			<table border="1"> <tr> <td></td><td>20キロメートル以内の場合</td><td>20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合</td><td>40キロメートルを超える場合</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td rowspan="2">401</td><td rowspan="2">502</td><td rowspan="2">602</td></tr> <tr> <td>悪天候時</td></tr> <tr> <td>深夜</td><td rowspan="2">522</td><td rowspan="2">652</td><td rowspan="2">783</td></tr> <tr> <td>夜間で悪天候時</td></tr> <tr> <td>深夜で悪天候時</td><td>602</td><td>752</td><td>903</td></tr> </table> 4 悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に67点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に11点を加える。 5 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に11点を、往診距離が20キロメートルを超え40キロメートルまでの部分については、B種及びA種に23点を、40キロメートルを超えたときは、B種及びA種に45点を加える。 6 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。 7 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。		20キロメートル以内の場合	20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合	40キロメートルを超える場合	夜間	401	502	602	悪天候時	深夜	522	652	783	夜間で悪天候時	深夜で悪天候時	602	752	903
	20キロメートル以内の場合	20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合	40キロメートルを超える場合																		
夜間	401	502	602																		
悪天候時																					
深夜	522	652	783																		
夜間で悪天候時																					
深夜で悪天候時	602	752	903																		
20キロメートル以内の場合	188	52																			
20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合	287	95																			
40キロメートルを超える場合	568	147																			

番号種別	点数		備考
	B種	A種	
4 滞在診	901	10	1 1夜についての点数とする。 2 往診して深夜を含む6時間以上行われた場合に限る。
5 立会診	525	9	
6 遠隔診	90	35	1 患者の飼養場所に立ち入ることなく情報通信機器を通して家畜の画像を確認し、診療や診断結果の伝達をリアルタイムにより行い、かつ、「初診」、「再診」又は「薬治」のいずれかを行った場合に限り「遠隔診」を適用する。 2 遠隔診を夜間に行った場合はB種に190点を、深夜に行った場合はB種に247点を加える。 3 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。 4 薬治の医薬品を診療施設から発送する場合、B種及びA種に85点を加える。
〔第2薬治料〕			
7 薬治			1 医薬品を畜主に交付することをいう。 2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の薬治には適用しない。 3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 4 調剤とは、一定の処方により1種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。
調剤を必要とするもの	76	16	
調剤を必要としないもの	56	6	

番 号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
〔第 3 文書料〕				同一内容のもの 1 回の交付についての点数とする。
8	診 断 書	30	3	処方箋及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第 2 項の死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。
9	検 案 書	30	3	自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。
〔第 4 検査料〕				検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び尿の検査のためのカテーテル採尿を除く。
検 体 採 取				
10	採 血	69	9	
11	カテーテル採尿			尿道カテーテルを用いて採尿した場合とする。
	雌	135	6	
	雄	165	5	
検 体 検 査				
12	血液一般検査	80	25	1 血球数自動計数装置により血球数等の測定を行った場合とする。 2 視算法により血球数等の測定を行った場合は、B 種を155点、A 種を23点とする。 3 遠心法により、ヘマトクリット値の測定を行った場合は、B 種を79点、A 種を15点とする。 4 血清又は全血による平板凝集反応を行った場合は、B 種を99点、A 種を15点とする。
13	血液顕微鏡的検査	137	25	血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。

番 号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
14	血液生化学的検査			1 試験紙、簡易測定器、分光光度計等による血液成分の測定をいう。 2 (2) から (4) までの検査を 2 種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。
(1)	^{たん} 総蛋白質質量 アルブミン Z T T 血中尿素窒素 (B U N) C R E 血糖 総コレステロール 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸 血清カルシウム 血清マグネシウム 血清無機リン ナトリウム カリウム クロール 血清鉄 血清銅 A S T (G O T) A L T (G P T) O C T γ - G T P L D H C K A L P ビリルビン 血色素量	58	28	検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から 1 回に採取した血液を用いて検査を 5 種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。 ① 5 種以上 7 種以下 B 種 293 点 A 種 142 点 ② 8 種又は 9 種 B 種 355 点 A 種 172 点 ③ 10 種以上 B 種 413 点 A 種 200 点 血球数自動計数装置により血色素量の測定を行った場合は、適用しない。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	(2) 血清 ^{たん} 蛋白質分画 血漿 ^{しょう} フィブリノーゲン ムコ ^{たん} 蛋白 α 1 酸性 ^{たん} 糖蛋白 リボ ^{たん} 蛋白 シアル酸 出血凝固時間 プロトロンビン時間 部分トロンボプラスチン時間	127	43	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に68点、A種に28点を加える。
	(3) フィブリン分解産物(FDP) アポリボ ^{たん} 蛋白 アンモニア 血中乳酸 β ヒドロキシ酪酸 セレンウム LDHアイソエンザイム グルタチオンペルオキシダーゼ ガストリン メトヘモグロビン BSP試験	187	58	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に99点、A種に37点を加える。 2 ポータブル測定器により β ヒドロキシ酪酸の測定を行った場合は、B種を102点、A種を42点とする。 異物排泄能試験をいう。
	(4) ビタミンA ビタミンE β カロチン インスリン プロジェステロン 血液ガス エンドトキシン	295	163	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に195点、A種に123点を加える。 2 ポータブル測定器により血液ガスの測定を行った場合は、B種を199点、A種を139点とする。 乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。
15	血清学的検査			
	ELISA検査	274	33	
	その他の血清学的検査	250	31	

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
16 胃内容液検査	335	38	1 p H及びミクロフローラの検査をいう。 2 p H検査のみを行った場合は、B種を195点、A種を17点とする。 3 アンモニア、亜硝酸態窒素、低級脂肪酸（V F A）を測定した場合は、B種を626点、A種を90点とし、2種以上測定した時は、1種増すごとにB種に290点、A種に53点を加える。 4 エンドトキシンを測定した場合は、B種を785点、A種を249点とする。
17 糞便検査	46	12	1 p H及び潜血反応の検査をいう。 2 検査キットにより細菌、ウイルス又は寄生虫の検査を行った場合、B種を175点、A種を136点とし、2種以上検査した場合、1種増すごとにB種に124点、A種に114点を加える。
18 尿検査	46	12	1 p H、^{たん}蛋白質、アルブモース、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリ^{りん}ノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、^{りん}酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。 2 N A G A s e 及び尿沈^き渣の検査を行った場合は、B種を155点、A種を40点とする。
19 子宮頸 ^{けい} 管粘液検査	143	28	子宮頸 ^{けい} 管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。
20 乳汁簡易検査	58	8	CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、p H、電気伝導度、血乳等の検査をいう。
21 乳汁ケトン体検査	65	31	乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合とする。
22 乳汁顕微鏡的検査	165	53	1 ブリード法による細胞数検査等をいう。 2 体細胞数自動測定を行った場合は、B種を109点、A種を49点とする。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
23 乳汁理化学的検査	146	41	NAGAs e 活性、ラクトフェリン、エンドトキシン等の検査をいう。
24 微生物簡易検査	117	45	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。
25 微生物特殊検査	191	49	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。
26 細菌培養検査	100	50	1 検査材料から原因菌を分離培養し菌の有無を検査した場合をいう。 2 検査材料を純培養し菌種の同定検査を行った場合又は細菌数の検査を行った場合は、B 種に171点、A 種に53点を加える。 3 選択培地を用いた場合は、B 種及びA 種に18点を加える。 4 増菌培養を併せて行った場合は、B 種に54点、A 種に32点を加える。 5 嫌気性培養を併せて行った場合は、B 種に158点、A 種に96点を加える。 6 薬剤感受性検査のディスク法（直接法）を行った場合は、B 種に76点、A 種に14点を加え、ディスク法（間接法）を行った場合は、B 種に162点、A 種に44点を加える。 7 薬剤感受性検査（最小発育阻止濃度の測定）を行った場合は、B 種に347点、A 種に116点を加える。 8 臨床型乳房炎について 2 分房以上に対し菌の有無を検査した場合は、1分房増すごとにB 種に58点、A 種に28点を加え、選択培地を用いた場合は、1 分房増すごとにB 種76点、A 種46点を加える。 9 臨床型乳房炎について 2 分房以上に対し、純培養し菌種を同定する検査を行った場合又は細菌数の検査を行った場合は、1 分房増すごとにB 種113点、A 種52点を加え、選択培地を用いた場合は、1 分房増すごとにB 種に131点、A 種に70点を加える。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
				10 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し薬剤感受性検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に100点、A種に38点を加える。
27	寄生虫検査	140	28	1 内・外寄生虫、子虫及び虫卵の検査をいう。 2 検査キットにより検体（糞便を除く。）の寄生虫の検査を行った場合は、B種を153点、A種を114点とする。
28	P C R 検査	322	38	
29	^{せん} 穿刺検査	114	37	1 体表の血腫、膿瘍等の^{せん}穿刺及び採取材料の目視検査及び性状検査をいう。 2 ^{せん} 穿刺部位が骨髄、リンパ節、滑液囊等の場合、B種に143点、A種に2点を加える。 3 ^{せん} 穿刺部位が後頭下、腰椎又は尾椎の場合、B種に274点、A種に73点を加える。
30	生体組織学的検査	508	62	^{せん} 肝臓穿刺、^ひ ^{せん} 脾臓穿刺、^{せん} 心膜穿刺、^{せん} 腎臓穿刺等生体^{せん}穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宮^{かん}灌流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。
生 体 検 査				
31	直腸検査	190	8	1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系若しくは生殖器系の諸臓器、リンパ組織又は骨盤について内部触診を行った場合とする。 2 ^{ちつ} 腔検査（^{ちつ} 腔鏡検査、^{ちつ} 腔内診検査）を含む。
32	卵管疎通検査	341	27	直腸検査を含む。
33	^{てい} 蹄病検査	210	28	1 挙肢して検査を行った場合とする。 2 2肢以上行った場合でも、この点数を適用する。
34	^{くう} 体腔内異物検査	66	8	金属異物探知機による検査をいう。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
35 内視鏡検査	351	80	硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をいう。ただし、腹腔内検査又は関節腔内検査を行った場合、B種を1,115点、A種を476点とし、腹腔内検査については、直腸検査を含む。
36 心電図検査	236	67	1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。 2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を383点、A種を233点とする。
37 超音波検査	273	104	1 超音波画像診断装置を用いて画像検査を行った場合とする。 2 高分解能プローブを用いた検査又はドプラ法による検査を行った場合は、B種を508点、A種を339点とする。ただし、腹腔内臓器（心臓、肝臓、腎臓等）及び馬の関節（腱等の周囲軟部組織を含む。）の検査に適用し、繁殖障害の検査には適用しない。
38 レントゲン検査			
撮影	863	224	1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とし、デジタル映像化処理を含む。 2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B種を916点、A種を277点とし、大角フィルムを使用した場合、B種を962点、A種を323点とする。 3 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。
透視	907	311	撮影、VTR記録、デジタル映像化処理及びプリンタによる記録を含み、検査部位数あるいは記録枚数にかかわらずこの点数を適用する。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	検 案			
39	検 案			自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。
	解剖した場合			
	牛・馬	820	73	
	種豚	511	73	
	解剖しない場合	144	14	
〔第 5 注射料〕				1 1 回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて 2 管以上使用しても 1 回とする。 2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の注射には適用しない。 3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔のために使用した医薬品については、増点することができない。 4 血清類については、全て治療に用いた場合に限り、予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りではない。
40	皮下注射	72	15	1 1 回の注射液の量が 1,000 ミリリットルを超える場合は、B 種に 32 点を加える。 2 補液管を使用した場合は、B 種及び A 種に 31 点を加える。
41	筋肉内注射	72	15	

番 号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
42	静脈内注射	98	15	1 1 回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に31点を加える。 3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に32点を加える。 4 動脈内注射にも適用し、B種を222点とする。
43	点滴注射	288	62	1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。 2 1 回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に32点を加える。
44	関節腔内注射	216	17	
45	脊髄腔内注射	346	88	クモ膜下腔に達する注射をいう。
46	腰椎注射	287	88	1 腰椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。 2 前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔にあつては、開腹、膣脱整復、子宮脱整復又は難産介助を行った場合に限り適用し、B種に64点を加える。
47	尾椎注射	159	17	尾椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。
48	卵巢直接注射	277	19	卵巢実質内直接注射及び嚢腫内直接注射をいい、直腸検査を含む。
〔第6 処置料〕				
49	点 眼	53	3	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
50	点 耳	57	7	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
51	経口投与			1 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の投与には適用しない。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 調剤して投与した場合は、B種に18点、A種に12点を加える。
	胃カテーテルによらない投与	60	6	
	胃カテーテルによる投与	137	8	1 初乳（人工初乳を含む。）の投与を含む。 2 胃カテーテルによる投与及び胃内ガス除去を行った場合は、B種に58点を加える。
52	洗 浄			薬液による洗浄をいう。
	眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔 洗浄・ ちつ 脛洗浄・包皮洗 浄及び臍帯 さい 洗浄	74	24	
	耳洗浄	184	42	1 耳洗浄には鼓室洗浄を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	乳房内洗浄	150	73	1 甚急性乳房炎に対する処置として行った場合に限り適用する。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に72点、A種に45点を加える。
	ぼうこう 膀胱洗浄			
	雌	186	44	
	雄	246	44	
	関節洗浄	384	129	

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
53	^{あん} 罨 法	108	58	^{あん} 罨法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
54	理学的治療	185	16	紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。
55	塗布又は塗擦			1 消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。 2 被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	水剤	60	6	
	^{こう} 膏剤	68	14	
56	散 布	57	7	
57	気管内薬剤噴霧	105	18	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
58	第一胃内容液投与	476	14	第一胃内容液を採取・投与することをいう。
59	胃 洗 淨	345	26	
60	^{かん} 浣 腸	107	23	
61	導 尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。
	雌	135	6	
	雄	166	5	
62	^{ぼうこう} 膀胱内薬剤注入			1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 2 ^{ぼうこう} 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は25点、雄は39点を加える。
	雌	132	15	
	雄	174	14	

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
63	子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。
	牛	734	155	
	馬	1,038	459	
	種豚	600	250	
64	子宮内薬剤挿入	245	10	1 直腸検査を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 薬剤注入を行った場合は、B種に65点、A種に3点を加える。
65	胎盤停滞処置			胎盤停滞処置後、医薬品の注挿入を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	牛・種豚	247	12	牛について、胎盤を子宮小丘から剥離し除去した場合は、B種に368点を加え、かつ、当該除去直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に142点を加える。
	馬	770	12	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に238点を加える。
66	乳房内薬剤注入	59	5	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
67	外傷治療			1 洗浄、塗布、塗擦等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に75点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に296点を加える。また、縫合を行った場合には、B種に63点、A種に29点を加える。 2 外傷治療で装着したギプスを除去した場合は、B種を161点、A種を35点とする。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	小（20センチメートルまで）			
	第 1 回	164	37	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B 種に65点、A 種に29点を加える。
	第 2 回以後	80	18	
	大（20センチメートルを超えるもの）			
	第 1 回	385	73	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B 種に111点、A 種に58点を加える。
	第 2 回以後	164	37	
68	第四胃変位簡易整復	253	6	
69	蹄病 ^{てい} 処置			蹄病 ^{てい} 処置で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を119点、A 種を35点とする。
	第 1 回	547	60	1 蹄病 ^{てい} 検査を含む。 2 蹄病 ^{てい} 手術の後治療にも適用する。 3 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に38点を、蹄底 ^{てい} ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に216点を加える。 4 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に305点、A 種に37点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に38点を、蹄底 ^{てい} ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に216点を加える。
	第 2 回以後	498	60	2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に305点、A 種に37点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に38点を、蹄底 ^{てい} ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に216点を加える。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
70 静脈内灌流 ^{かん}	159	78	1 感染症に対する治療の目的で行った場合とする。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
71 その他の外科的処置	119	35	1 処置、手術の後治療（第2回以後の点数を規定したもの及び蹄病手術の後治療を除く。）、乱刺、副木包帯、その他一般外科的処置をいう。 2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に38点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に216点を加える。 3 その他の外科的処置で装着したギプスを除去した場合は、B種を119点、A種を35点とする。
72 吊 ^{ちょう} 起	345	26	エアーマットを用いた場合は、B種に257点、A種に27点を加える。
73 鎮 静 術	96	15	1 レントゲン検査、超音波検査、関節腔内注射、第6処置料及び第7手術料の各種別と併せて行った場合に限り適用する。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
74 麻 酔 術	379	62	1 全身麻酔に限る。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 吸入麻酔を行った場合は、B種に822点、A種に284点を加える。
75 蘇 ^そ 生 術	332	147	胎子娩出後の新生子牛に対する、胎水の吸引、酸素吸入又は人工呼吸をいう。

番 号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
〔第 7 手術料〕				手術のため必要な注射、洗浄、塗布、塗擦、散布等一切の治療処置及び被覆材料並びに医薬品（感染防止のために応用されるものを含む。）を含む。 ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔を行い開腹、^{ちつ}膣脱整復、子宮脱整復又は難産介助した場合には、腰椎注射を併せて適用できる。 また、鎮静又は全身麻酔を行った場合には、鎮静術又は麻酔術を併せて適用し、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 他に、帝王切開、子宮脱整復、難産介助及び子宮捻転整復を行った場合に使用した子宮弛緩剤、並びに開腹及び開胸手術を行った場合に2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 手術に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助用具を用いて起立させた場合、吊起を併せて適用できる。
頭 部 手 術				
76	円 ^{きよ} 鋸 術	395	80	1 1 個についての点数とする。 2 洗浄を含む。
77	眼科手術	395	80	1 眼帯を含む。 2 眼球摘出手術の場合は、B 種を646点、A 種を116点とする。
78	整 歯			
	^ろ 齧整			斜歯、 ^{せん} 剪状歯、階状歯等の ^ろ 齧整及び ^{ほう} 歯鉋による短切をいう。
	牛・種豚	245	26	
	馬	423	106	
	短切			^{きょう} 歯鋏による短切をいう。
	牛・種豚	296	59	
	馬	478	139	

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
79	抜 歯			1 1 歯についての点数とする。 2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B種に512点、A種に90点を加える。
	牛・種豚	331	34	
	馬			
	贅 ^{ぜい} 歯、乳臼歯	512	114	
	裂歯、永久臼歯	585	114	
80	鼻鏡断裂手術	708	129	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。
	頸 ^{けい} 部手術			
81	食道異物除去	345	26	
82	食道切開	607	115	
83	齲 ^{さく} 癖矯正術	3,482	499	
	胸腹部手術			
84	穿 ^{せん} 胸	233	47	胸水排除のための穿 ^{せん} 胸術をいい、胸腔 ^{くう} 内貯留液の疑いがある場合において診断のために行う穿 ^{せん} 胸術は、診察に含まれる。
85	開 胸			1 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 2 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	牛・馬	9,934	1,016	
	種豚	3,495	509	
86	穿 ^{せん} 胃	182	38	1 薬剤の注入を含む。 2 腹膜^{ふくもん}灌流を同時に行った場合は、B種に96点、A種に15点を加える。
87	第四胃変位簡易整復手術	637	175	デラハンティ法、ビンツリ法等の経皮的簡易整復手術をいう。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
88	さい 臍 手 術	3,783	667	1 さい 臍帯遺残構造物の摘出をいう。 2 造袋術を行った場合は、B 種に1,402点、A 種に113点を加える。 3 膀胱部分切除を行った場合は、B 種に1,402点、A 種に113点を加える。
89	ヘルニア整復	1,732	131	1 観血手術によって整復した場合とする。 2 メッシュ法により整復した場合は、B 種及びA 種に195点を加える。
90	せん 穿 腸	265	46	薬剤の注入を含む。
91	開 腹			1 直腸検査を含む。 2 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	牛・馬			
	帝王切開	6,998	1,050	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	腸管手術	5,316	892	1 腸捻転、腸重畳等の手術をいう。 2 腸管吻合ふんを行った場合は、B 種に1,728点を加える。 3 馬の結腸の捻転整復と同時に結腸切開も併せて行った場合は、B 種に1,083点を加える。
	第一胃切開	5,914	832	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
	第三胃、第四胃切開	4,755	487	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	第四胃変位整復手術	4,979	842	1 第四胃の捻転整復を行った場合は、B 種に1,083点を加える。ただし、第四胃の捻転整復と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B 種に1,213点を加える。 2 第三胃、第四胃又は盲腸切開を同時に行った場合は、B 種に337点、A 種に49点を加える。 3 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B 種に1,495点、A 種に393点を加える。
	その他の開腹	3,052	515	1 剥離、切除等の処置を同時に行った場合は、B 種に730点、A 種に151点を加える。 2 難産介助のため開腹を行った場合、子宮捻転整復のため開腹を行った場合、膀胱手術のため開腹を行った場合は、それぞれ「難産介助」、「子宮捻転整復」、「膀胱手術」を適用する。
	種豚 (帝王切開)	4,045	480	
92	直腸脱整復			
	縫合法	294	95	
	観血法			
	牛・馬	725	195	子牛の肛門設置術を行った場合は、B 種に310点を加える。
	種豚	630	195	
93	子宮捻転整復			1 子宮捻転を整復した場合並びに子宮捻転を整復して胎子を娩出させた場合及び死亡胎子の摘出を行った場合とする。 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	胎子の回転法	871	124	立位のまま整復を行った場合とする。開腹により子宮捻転を整復した場合は、B 種に2,660点、A 種に515点を加える。
	母体の回転法	1,478	124	後肢吊り上げ法にも適用する。
94	子宮脱整復	1,854	363	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
95	ちつ 膣脱整復	289	90	1 圧定法による整復とし、洗浄、按摩、圧迫包帯、圧定器使用等の処置を含む。 2 陰門縫合によりちつ 膣脱整復を行った場合は、B 種に83点、A 種に29点を加える。
96	ちつ 膣脱整復手術			
	縫合法	662	209	ボタン法等による手術をいう。
	観血法	1,347	241	
97	乳房切開手術	1,866	264	1 外陰部動脈結紮手術にも適用する。 2 乳房切除手術の場合は、B 種に1,055点を加える。
98	乳頭狭窄手術	422	103	1 乳頭切斷手術を行った場合は、B 種に23点を加える。 2 2 分房以上行った場合は、1 分房増すごとにB 種に121点、A 種に20点を加え、乳頭切斷手術を行った場合は併せてB 種に23点を加える。
99	乳頭手術	837	90	2 分房以上行った場合は、1 分房増すごとにB 種に514点、A 種に52点を加える。
100	ぼうこうせん 膀胱穿刺	358	46	ぼうこう 膀胱の破裂等を防止するため、ぼうこう 膀胱内に貯留した尿を排除した場合とする。
101	ぼうこう 膀胱手術	545	115	開腹手術を行った場合は、B 種に4,616点、A 種に453点を加える。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
102	尿道切開手術	906	159	1 尿道瘻^{ろう}形成手術を行った場合は、B 種に747点を加える。 2 カテーテルを留置した場合は、B 種に267点、A 種に107点を加える。
	四 肢 手 術			
103	骨折整復			骨折整復で装着したギブスを除去した場合は、B 種を161点、A 種を35点とする。
	観血整復術	7, 113	2, 663	1 骨接合板を用いて整復した場合とする。 2 骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合は、B 種を8, 631点、A 種を3, 315点とする。 3 ギブス包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に296点を加える。 4 トーマススプリントを用いた場合は、B 種及びA 種に632点を加える。 5 骨接合板を除去した場合は、B 種を739点、A 種を160点とする。
	非観血整復術	727	244	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に75点を、ギブス包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に296点を加える。 2 骨髄ピンを用いた場合は、B 種に7, 026点、A 種に2, 469点を加える。 3 トーマススプリントを用いた場合は、B 種及びA 種に632点を加える。
	創外固定術	4, 402	1, 286	
104	脱臼整復	758	240	1 靱^{じん}帯、腱^{けん}等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に75点を、ギブス包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に296点を加える。 2 脱臼整復で装着したギブスを除去した場合は、B 種を161点、A 種を35点とする。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
105 ナックル整復	705	250	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に 38 点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及び A 種に 216 点を加える。 2 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に 460 点、A 種に 209 点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 38 点を、ギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 216 点を加える。 3 腱切断術又は腱延長術を行った場合は、B 種に 343 点、A 種に 96 点を加える。 4 ナックル整復で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を 119 点、A 種を 35 点とする。
106 蹄病手術	840	98	1 蹄病検査を含む。 2 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合は、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に 38 点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B 種及び A 種に 216 点を加える。 3 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に 557 点、A 種に 69 点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 38 点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 216 点を加える。 4 断蹄手術の場合は、B 種を 1,758 点、A 種を 157 点とする。 5 蹄病手術で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を 119 点、A 種を 35 点とする。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	そ の 他 の 手 術			
107	切開手術			1 膿瘍、瘻、癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に75点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に296点を加える。 2 切開手術で装着したギプスを除去した場合は、B 種を161点、A 種を35点とする。
	小（20センチメートルまで）			
	第 1 回	343	96	骨鑿 ^{のみ} を用いずに腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
	第 2 回以後	191	49	
	大（20センチメートルを超えるもの）			関節切開（関節腔 ^{くう} に達する切開を加える場合に限る。）には、この点数を適用する。
	第 1 回	739	160	骨鑿 ^{のみ} を用いて骨柁 ^{きゅう} 等を搔爬 ^{そうは} し、骨柁 ^{きゅう} 内の腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
	第 2 回以後	280	81	
108	摘出手術	749	170	放線菌症、ブドウ菌腫、病的睾丸 ^{こう} 等の摘出をいう。
109	難産介助			1 胎子の失位等の原因により分娩^{べん}困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）をいい、死亡胎子の摘出も含む。 2 産道の損傷が腹腔^{くう}に達するものについて、縫合等の産道損傷手術を行った場合は、B 種に559点、A 種に160点を加える。
	牛・馬	707	128	1 難産介助を行った場合において、30分を超えても娩出^{べん}しない場合は、B 種に516点を加える。 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	種豚	433	115	3 開腹により胎子の失位等を整復した場合は、B 種に 2,660 点、A 種に 515 点を加える。 4 切胎（胎子の断頭、断脚及び内臓摘出等をいう。）を行った場合は、切胎時に行う医薬品の注挿入、塗布、注射、子宮洗浄等にかかわらず、B 種を 2,946 点、A 種を 288 点とする。 難産介助を行った場合において、^{べん}娩出の間隔が 30 分を超えた場合は、B 種に 310 点を加える。
110	焼 烙 ^{らく}	149	20	点状焼烙 ^{らく} 、線状焼烙 ^{らく} 、 ^{せん} 穿刺焼烙 ^{らく} 等をいう。
〔第 8 入院料〕				
111	入 院			1 1 日についての点数とする。 2 飼料代及び暖房料は含まない。
	牛・馬	263	44	
	種豚	102	23	

- 〔注〕
- 1 B 種の項に係る点数は農業保険法施行規則第 117 条第 1 項の規定、A 種の項に係る点数は同規則第 166 条の規定によるものである。
 - 2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用すべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。
 - 3 薬価基準表は、付表のとおりとする。

【別表】

往診の備考の積雪地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県
及び鳥取県の区域並びに次の表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
宮 城 県	刈田郡 柴田郡 加美郡	仙台市（旧宮城町、旧秋保町のみ） 白石市 栗原市（旧瀬峰町を除く。） 大崎市（旧古川市、旧岩出山町、旧鳴子町のみ） 蔵王町、七ヶ宿町 川崎町 加美町（旧小野田町、旧宮崎町のみ）
		福島市（旧松川町、旧信夫村及び旧飯野町を除く。） 会津若松市 郡山市（旧湖南村のみ） 喜多方市 天栄村 南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 耶麻郡 北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町 河沼郡 会津坂下町、湯川村、柳津町 大沼郡 会津美里町、三島町、金山町、昭和村
		日光市（旧今市市及び旧足尾町を除く。） 那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町のみ） 那須町
		沼田市（旧白沢村を除く。） 渋川市（旧赤城村及び旧北橋村を除く。） 高崎市（旧倉渕村、旧箕郷町、旧榛名町のみ） 榛東町、吉岡町 中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村 片品村、川場村、みなかみ町
山 梨 県	南巨摩郡	南アルプス市（旧芦安村のみ） 早川町
		長野市（旧篠ノ井市、旧松代町、旧川中島町、旧更北村及び旧信更村を除く。）

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
岐 阜 県	北安曇郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	上田市（旧塩田町、旧川西村、旧丸子町及び旧武石村を除く。）
		須坂市（旧東村のみ）
		中野市
		大町市（旧八坂村を除く。）
		飯山市
		松本市（旧安曇村のみ）
		安曇野市（旧穂高町、旧堀金村のみ）
		飯田市（旧南信濃村のみ）
		松川村、白馬村、小谷村
		高山村
	山ノ内町、木島平村、野沢温泉村	
	信濃町、飯綱町、小川村	
	栄村	
	静 岡 県	不破郡 揖斐郡 大野郡
山県市（旧美山町のみ）		
郡上市（旧美並村及び旧和良村を除く。）		
本巣市（旧根尾村のみ）		
下呂市（旧馬瀬村のみ）		
飛驒市		
関市（旧洞戸村、旧板取村のみ）		
関ヶ原町		
揖斐川町		
白川村		
滋 賀 県		静岡市（旧井川村のみ）
		浜松市（旧水窪町のみ）
京 都 府		大津市（旧堅田町のみ）
		長浜市（旧びわ町、旧湖北町、旧虎姫町及び旧高月町を除く。）
		高島市（旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村のみ）
		米原市（旧山東町、旧伊吹町のみ）
京 都 府		福知山市（旧三和町を除く。）
		舞鶴市
		綾部市
		宮津市
		京丹後市
		南丹市（旧美山町のみ）

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
兵 庫 県	与謝郡	与謝野町、伊根町
		豊岡市
		養父市
		丹波市（旧青垣町のみ）
島 根 県	美方郡	朝来市
		宍粟市（旧波賀町、旧千種町のみ）
		新温泉町、香美町
		益田市（旧匹見町のみ）
岡 山 県	仁多郡	安来市（旧広瀬町、旧伯太町のみ）
		雲南市（旧掛合町、旧吉田村のみ）
		浜田市（旧金城町、旧旭町のみ）
		奥出雲町
広 島 県	飯石郡	飯南町
		美郷町（旧大和村のみ）、邑南町
		津山市（旧久米町を除く。）
		新見市（旧哲多町及び旧哲西町を除く。）
山 形 県	真庭郡	真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町及び旧久世町を除く。）
		美作市（旧美作町、旧作東町及び旧英田町を除く。）
		新庄村
		鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村のみ）
山 形 県	勝田郡	奈義町
		西粟倉村
	英田郡	廿日市市（旧吉和村のみ）
		安芸高田市（旧美土里町、旧高宮町のみ）
山 形 県	山県郡	三次市（旧君田村、旧布野村、旧作木村のみ）
		庄原市（旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町のみ）
		安芸太田町（旧戸河内町のみ）、北広島町

（備考） この表の「市町村名」に掲げる名称は、令和５年４月１日において、それらの名称を有する市、町又は村の地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

薬 価 基 準 表

凡 例

- 1 この薬価基準表は、農業保険法施行規則第 117 条第 1 項及び第 166 条の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（家畜共済診療点数表）中、〔第 2 薬治料〕、〔第 5 注射料〕、〔第 6 処置料〕及び〔第 7 手術料〕の備考によって増点する医薬品の価額を示すものである。
- 2 この薬価基準表においては、医薬品を便宜上注射薬、内用薬、外用薬、注入・挿入薬及びその他の 5 部に分け、それぞれについて品名を五十音順に配列した。ただし、品名に冠せられた「動物用」、「獣医用」、「注射用」、「〇〇％」等の表示は、これらを除いたものとして五十音順に配列した。
- 3 品名の欄は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 41 条第 1 項の規定により定められる日本薬局方に収載されている医薬品（以下「局方医薬品」という。）については局方医薬品名を、局方医薬品以外の医薬品（以下「局方外医薬品」という。）については販売名を採用した。ただし、局方外医薬品であっても、一般名によって内容の統一が図られるものについては、スルフアジメトキシシリン注射液、ベルベリン注射液等のように一般名を採用して整理した。品名の頭に（局）の記号を付したものは、第 18 改正日本薬局方収載医薬品である。
- 4 一般名で統一した局方外医薬品については、これらの医薬品の下に販売名を掲げ、当該販売名ごとに製造販売会社名を記載した。
- 5 規格・単位の欄は、各品目について一般的に使用上の基礎単位と考えられる規格・単位を掲げた。特に注射薬については、規格の規定方法が様々であるので、次のように示してある。
 - （1）薬剤含有量と容器の形態で規定しているもの
例）キモトリプシン注射液…5,000 単位 1 A
1 アンプル中にキモトリプシンを 5,000 単位含有するものを示す。
例）（局）リングル液…500mL 1 V
1 バイアル中にリングル液 500mL を含有するものを示す。
 - （2）薬剤の濃度、容量及び容器形態で規定しているもの
例）（局）アドレナリン注射液…0.1 % 1 mL 1 A
1 アンプル中に、アドレナリンの濃度が 0.1 % である注射液を 1 mL 含有するものを示す。
 - （3）薬剤の含有量（濃度）と容器の形態のみを規定しており、1 容器中の容量は規定していないもの
例）（局）エストラジオール安息香酸エステル注射液…2 mg 1 mL V
1 mL 中にエストラジオール安息香酸エステルを 2 mg 含有するもので、容器の形態がバイアルであるものを示す。
- 6 薬価の欄には、各品目の規格・単位に該当する薬価を掲げた。
- 7 備考の欄には、当該医薬品の別名その他必要事項を記載した。

- 8 第1部から第4部までの各部で共通して使用される品目については、使用度の多いと思われる部に収載した。したがって、当該使用部に収載されていない場合は、他部の当該品目の項によることができる。
- 9 第5部は、改正前の薬価基準表に収載されていて、改正により薬価基準表第1部から第4部までに収載されなくなる医薬品のうち、診療施設においてまだ在庫があり、また、在庫があれば給付されることが適当であると考えられる医薬品を暫定的に収載するものであり、各品目に係る備考の欄の期日までに限って適用があるものとする。

取 扱 方 法

- 1 この薬価基準表は、「家畜共済診療点数表」に定めるところに従い、使用した医薬品の価額に応じて点数を算出するために用いる。
- 2 使用した医薬品によって点数を算出する方法は、次による。
 - (1) 使用した医薬品の品名及び数量に応じて計算される医薬品の価額を合計し、その合計額を1点の価額10円で除した数(小数点以下は四捨五入し、この数が1に満たない場合は切り上げて1とする。)をその点数とする。
 - (2) この薬価基準表に収載されている医薬品であってその使用した量がこの薬価基準に掲げる単位により難いときは、使用量に比例した価額を採るものとする。
 - (3) この薬価基準表に収載されていない医薬品を使用した場合は、診療点数に算入しないものとする。
 - (4) 局方医薬品及び凡例4の規定にかかわらず、一般名でこの薬価基準表に収載されている医薬品のうちいずれの製造販売会社名も掲げていないものについては、いずれの製造販売会社の製品であっても、この薬価基準表の価額によって算定するものとする。
 - (5) この薬価基準表に収載されている医薬品であって、医薬品の品名(局方医薬品名又は販売名)及び規格・単位によって同一医薬品と特定される医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の8の規定に基づく会社合併等による製造販売承認の承継又は社名の変更等によって、製造販売会社名が変更になった場合においても、この薬価基準表の価額によって算定するものとする。
 - (6) 第5部に掲げた医薬品については、備考の欄の適用期日の翌日以後、診療点数に算入することができない。
- 3 この薬価基準表は、診療点数制の合理化を図るため、家畜共済に付された家畜について使用した医薬品に応じて診療点数を算出する基準とするものであって、医薬品の売買価格又は一般の診療費に対して何らの制限を加えるものではない。

第1部 注射薬

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
アスコルビン酸注射液 動物用25%ビタミンC注	日本全薬工業	2,500mg10mL1A	87.00	
(局) アドレナリン注射液		0.1%1mL1A	188.00	塩酸エピネフリン注射液、塩酸アドレナリン注射液、エピネフリン注射液
アモキシシリン油性懸濁注射液 アモキシシリンLA注	リケンベッツファーマ	150mg(力価)1mL V	23.00	
安息香酸ナトリウムカフェイン注射液 20%アンナカ注	日本全薬工業	20%10mL1 A	79.00	アンナカ注射液
アンピシリン注射液 水性アンピシリン注「KS」 アンピシリンLA注 アンピシリン注射液NZ	共立製薬 リケンベッツファーマ 日本全薬工業	200mg(力価)1mL V	20.00	
アンピシリンナトリウム注射液 アンピEZショット 注射用ビクシリン	リケンベッツファーマ 明治アニマルヘルス	3g(力価)1 V	373.00	
アンピシリンナトリウム注射液 アンピEZショット 注射用ビクシリン	リケンベッツファーマ 明治アニマルヘルス	4g(力価)1 V	774.00	
アンピシリンナトリウム注射液 アンピEZショット 注射用ビクシリン	リケンベッツファーマ 明治アニマルヘルス	6g(力価)1 V	780.00	
注射用アンピシリンナトリウム アンピシリンナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬	1g(力価)1 V	122.00	
注射用アンピシリンナトリウム 注射用アンピシリンナトリウムNZ	日本全薬工業	3g(力価)1 V	301.00	
注射用アンピシリンナトリウム アンピシリンナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬	4g(力価)1 V	310.00	
注射用アンピシリンナトリウム アンピシリンナトリウム注「フジタ」 注射用アンピシリンナトリウムNZ アンピナトリウム注「タムラ」	フジタ製薬 日本全薬工業 リケンベッツファーマ	5g(力価)1 V	335.00	
アンピシリンナトリウム・クロキサ シリンナトリウム配合注射液 注射用ベテシリン	明治アニマルヘルス	4g(力価)1 V	719.00	
アンピシリンナトリウム・クロキサ シリンナトリウム配合注射液		6g(力価)1 V	736.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
インタゲン	フジタ製薬			
アンピシリンナトリウム・クロキサ シリンナトリウム配合注射液 注射用ベテシリン	明治アニマルヘルス	8g(力価)1V	1,202.00	
◆い◆				
インフェゾール-V注射液	日本全薬工業	500mL1V	230.00	
◆う◆				
ウルソデオキシコール酸注射液 ウルソV注射液1000	物産アニマルヘルス	1%10mL V	252.00	
ウルソデオキシコール酸注射液 ウルソH注射液	物産アニマルヘルス	2.5% 10mL V	223.00	
ウルソデオキシコール酸 「文永堂」 - 静注 -	文永堂製薬			
ウルソデオキシコール酸注射液 UDCA注射液「KS」	共立製薬	2.5% 20mL1V	334.00	
ウルソデオキシコール酸注射液 ウルソ10%注	リケンベッツファーマ	10%10mL V	564.00	
ウルソデスオキシコール酸注10% 「フジタ」	フジタ製薬			
ウルソ注射液10%	物産アニマルヘルス			
◆え◆				
エストラジオール安息香酸エステル 注射液 エストラジオール注「KS」 動物用オバホルモン注	共立製薬 あすかアニマルヘルス	2mg1mL V	70.00	
エストリオール注射液 動物用ホーリン50	あすかアニマルヘルス	5mg 1mL V	178.00	
A D3E 注「文永堂」	文永堂製薬	1mL V	30.00	
塩化ナトリウム注射液 高張食塩V注射液	日本全薬工業	500mL1V	303.00	
塩化ナトリウム注射液 高張食塩注「KS」	共立製薬	1,000mL1V	367.00	
高張食塩V注射液	日本全薬工業			
塩化ベタネコール注射液 ベサネコール注NZ	日本全薬工業	0.25%10mL1 A	63.00	
塩酸オキシテトラサイクリン注射液 オキシテトラサイクリン注NZ OTC注「KS」	日本全薬工業 共立製薬	50mg(力価) 1 mL V	9.00	
塩酸オキシテトラサイクリン注射液 エンゲマイシン10%注射液	MSDアニマルヘルス	100mg(力価) 1 mL V	11.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
OTC注10%「フジタ」	フジタ製薬			
塩酸クレンプテロール注射液		0.03mg1mL V	121.00	
プラニパート	B.I.アニマルヘルスジャパン			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 5%500mL1 V (PB)	232.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液5%	日本全薬工業			
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注5%「KS」	共立製薬			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		200mg 5%1,000mL1 V (PB)	333.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液5%	日本全薬工業			
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注5%「KS」	共立製薬			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 25%500mL1 V (PB)	260.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液25%	日本全薬工業			
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注25%「KS」	共立製薬			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		200mg 25%1,000mL1 V	382.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液25%	日本全薬工業			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 40%500mL1 V (PB)	351.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液40%	日本全薬工業			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 50%500mL1 V	273.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液50%	日本全薬工業			
塩酸チアミン加リンゲル注射液		50mg500mL1 V (PB)	215.00	
ビタミンB1加リンゲル液	共立製薬			
ビタミンB1加リンゲルV注射液	日本全薬工業			
塩酸チアミン加リンゲル注射液		100mg1,000mL1 V	305.00	
ビタミンB1加リンゲル液	共立製薬			
ビタミンB1加リンゲルV注射液	日本全薬工業			
塩酸メトクロプラミド注射液		50mg 10mL1 A (V)	123.00	
動物用テルペラン注	あすかアニマルヘルス			
塩酸メトクロプラミド注射液		100mg 10mL1A(V)	286.00	
動物用メトロ注10「KS」	共立製薬			
塩酸リンコマイシン注射液		100mg(力価)1mL V	45.00	
動物用リンコシン注射液 100mg	ゾエティス・ジャパン			
リンコマイシン注100「フジタ」	フジタ製薬			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
リンコマイシン注100「KS」	共立製薬			
塩酸リンコマイシン注射液		300mg(力価)1mL V	143.00	
動物用リンコシン注射液 300mg	ゾエティス・ジャパン			
エンロフロキサシン注射液		5%1mL V	43.00	
バイトリル5%注射液	エランコジャパン			
エンロフロキサシン注50「KS」	共立製薬			
エンロフロキサシン注射液		10%1mL V	94.00	
エンロフロックス注10%	フジタ製薬			
エンロフロキサシン注100「KS」	共立製薬			
バイトリル10%注射液	エランコジャパン			
バイトリルワンショット注射液	エランコジャパン			
◆お◆				
(局) 大塚蒸留水		20mL1A	100.00	
(局) 大塚生食注		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 大塚生食注		1L1B	356.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 大塚糖液 5 %		5%50m L 1 V	146.00	ブドウ糖注射液
(局) 大塚糖液 5 %		5%100m L 1 V	151.00	ブドウ糖注射液
(局) 大塚糖液 5 %		5%250m L 1B	284.00	ブドウ糖注射液
(局) 大塚糖液 5 %		5%500m L 1B	332.00	ブドウ糖注射液
(局) 大塚糖液10%		10%500m L 1B	240.00	ブドウ糖注射液
(局) 大塚糖液 50%		50%20m L 1 A	100.00	ブドウ糖注射液
オキシテトラサイクリン注射液		200mg(力価)1mL V	46.00	
テラマイシン・LA注射液	ゾエティス・ジャパン			
オキシトシン注射液		50単位5mL1 A	153.00	
動物用アトニソーO	あすかアニマルヘルス			
動物用オキシトシンA注射液	日本全薬工業			
ポストンエス	共立製薬			
オルビフロキサシン注射液		50mg1mL V	40.00	
ビクタス注射液5%	物産アニマルヘルス			
◆か◆				
カナマイシン硫酸塩		100mg(力価) V	5.00	
注射用硫酸カナマイシン明治	明治アニマルヘルス			
ガミスロマイシン		150mg(力価)1mLV	230.00	
牛用ザクトラン注	B.I.アニマルヘルスジャパン			
(局) 果糖注射液		5%500mL 1V	149.00	
(局) 果糖注射液		5%500mL 1B	149.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) 果糖注射液		5%1,000mL1 V	332.00	
カルマデックス注	フジタ製薬	250mL1 V	470.00	
カルマデックス注	フジタ製薬	500mL1 V	770.00	
◆き◆				
キシラジン注射液		2%1mL V	120.00	
キシラジン注2%「フジタ」	フジタ製薬			
セデラック2%注射液	日本全薬工業			
セラクター2%注射液	エランコジャパン			
キシリトール注射液		25%500mL1 V (PB)	469.00	
キシリット注25%	日本全薬工業			
キシリット注25%「KS」	共立製薬			
キシリトール注射液		25%1,000mL1 V (PB)	727.00	
キシリット注25%	日本全薬工業			
キモトリブシン注射液		5,000単位 1 A	471.00	
動物用キモチーム 5,000単位	あすかアニマルヘルス			
キモトリブシン注射液		25,000単位 1 A	1,008.00	
動物用キモチーム 25,000単位	あすかアニマルヘルス			
強力OSM	日本全薬工業	100mL1 V	246.00	
◆く◆				
グルコン酸カルシウム注射液		20%500mL1 V (PB)	459.00	
グルカ注20%	共立製薬			
グルコン酸カルシウム注射液		20%800mL1 V	749.00	
グルカ注20%	共立製薬			
クロプロステノール注射液		0.5mg2mL	594.00	
エストラメイト	MSDアニマルヘルス			
クロプロステノールC	フジタ製薬			
レジブロン-C	あすかアニマルヘルス			
レジブロン-C 20	フジタ製薬			
ゼノアジンC注射液	日本全薬工業			
d-クロプロステノール注射液		0.075mgmL V	576.00	
ダルマジン	共立製薬			
◆け◆				
血清性性腺刺激ホルモン		1,000単位1 A	1,065.00	PMSG
セラルモン1000	共立製薬			
動物用セロトロピン	あすかアニマルヘルス			
動物用ピーエムエスA1000単位	日本全薬工業			
ケトブ렉クス	共立製薬	500mL1 V	557.00	
◆こ◆				
(局) 小林糖液 5 %		5%500m L 1B	332.00	ブドウ糖注射液
コレカルシフェロール注射液		100万単位1mL	89.00	
ビタフルD3-S	共立製薬			オスビタン・S
デュファフルD3-1000	ゾエティス・ジャパン			
コンドロイチンD3注	文永堂製薬	1mL V	29.00	
◆さ◆				

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
酢酸フェルチレリン注射液		50 μg 1mL V	190.00	
コンサルタン注射液	あすかアニマルヘルス			
コンセラル注射液	MSDアニマルヘルス			
スポルネン・注	共立製薬			
ゼノフェル注射液	日本全薬工業			
フェルチレリン注「フジタ」	フジタ製薬			
酢酸フェルチレリン注射液		100 μg 2mL1 A	506.00	
コンセラル注射液	MSDアニマルヘルス			
スポルネン・注	共立製薬			
ゼノフェル注射液	日本全薬工業			
酢酸フェルチレリン注射液		100 μg 2mLS	560.00	
フェルチレリン注「フジタ」	フジタ製薬			
酢酸フェルチレリン注射液		200 μg 4mL1 A	944.00	
コンセラル注射液	MSDアニマルヘルス			
ゼノフェル注射液	日本全薬工業			
酢酸ブセレリン注射液		4.2 μg 1mL V	256.00	
動物用イトレリン注射液	ILS			
エストマール注	MSDアニマルヘルス			
酢酸リンゲル液		500mL1V	255.00	
酢酸リンゲル-V注射液	日本全薬工業			
酢酸リンゲル液		1,000mL1 V	315.00	
酢酸リンゲル-V注射液	日本全薬工業			
ダイサクサン	共立製薬			
サリチル酸ナトリウム臭化カルシウムブドウ糖注射液		5%100mL1 A (V)	260.00	
ザルソブロカ糖注NZ	日本全薬工業			
◆し◆				
ジノプロスト注射液		5mg 1mL V	236.00	
パナセラン・Hi	明治アニマルヘルス			
ジノプロストトロメタミン		6.71mg1mLV	221.00	
動物用プロナルゴンF注射液	ゾエティス・ジャパン			
ジノプロストトロメタミン		16.77mg1mLV	555.00	
動物用プロナルゴンEZ注射液	ゾエティス・ジャパン			
ジノプロストトロメタミン		1.5mLS	669.00	
ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬			
ジノプロストトロメタミン		2.5mLS	920.00	
ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬			
ジノプロストトロメタミン		13.42mg1mLV	287.00	
ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬			
ジミナゼン		1g 1V	1,912.00	
ガナゼック	日本全薬工業			
臭化プリフィニウム注射液		75mg10mL A	549.00	
パドリニウム注	リケンベッツファーマ			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆す◆				
スルピリン注射液		40% 5mL1 A	51.00	
動物用40%スルピリン注	日本全薬工業			
スルピリン注射液		40%10mL	70.00	
動物用40%スルピリン注	日本全薬工業			
動物用スルピリン注40%「KS」	共立製薬			
スルファジメトキシシ注射液		10%100mL 1 A (V)	239.00	
ジメトキシシ注NZ	日本全薬工業			
スルファジメトキシシ注射液		20%100mL1 V	743.00	
ジメトキシシ20%注「文永堂」	文永堂製薬			
スルファモノメトキシシ注射液		20%100mL1 V	633.00	
ダイメトンB注20%	明治アニマルヘルス			
◆せ◆				
生理食塩液20mL注射液		20mL1 A	62.00	
(局) 生理食塩液		500mL1V	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液「NP」		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液バッグ「フソー」		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液「ヒカリ」		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液		1,000mL1V	356.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液		1,000mL1B	356.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液バッグ「フソー」		1,000mL1B	356.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
生理食塩液		1,000mL1 V	275.00	
動物用生食V注射液	日本全薬工業			
ゼノピタンAD3E注	日本全薬工業	1mL V	31.00	
セファゾリンナトリウム注射液		1g(力価)1 V	251.00	
セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬			
セファゾリンナトリウム注射液		3g(力価)1 V	465.00	
セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬			
セファゾリン注「KS」	共立製薬			
セファメジン注「動物用」	MSDアニマルヘルス			
セファゾリンナトリウム注射液		4g(力価)1 V	697.00	
セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
セフチオフル塩酸塩 エクセネル RTU EZ	ゾエティス・ジャパン	50mg(力価)1mLV	92.00	重炭酸ナトリウム注射液
セフチオフルナトリウム注射液 エクセネル注 セフチオフルナトリウム注「フジタ」	ゾエティス・ジャパン フジタ製薬	1g(力価)	1,755.00	
セフチオフルナトリウム注射液 セフチオフルナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬	2 g(力価)	3,510.00	
セフチオフルナトリウム注射液 エクセネル注 セフチオフルナトリウム注「フジタ」	ゾエティス・ジャパン フジタ製薬	4g(力価)	7,222.00	
前葉性卵胞刺激ホルモン注射液 アントリン・10	共立製薬	10AU 1 A	1,495.00	
◆た◆				
タイロシン注射液 動物用タイラン200注射液 タイロシン注200「SP」 タイロシン注200「KS」	日本全薬工業 シオノギファーマ 共立製薬	2,000mg(力価)10mL	278.00	
タウリン レバックス注	共立製薬	100mL1 V	503.00	
炭酸水素ナトリウム注射液 等張重曹注	日本全薬工業	1.35%500mL1 V	350.00	
炭酸水素ナトリウム注射液 重曹注 7%重曹注「KS」	日本全薬工業 共立製薬	7%500mL1PB(V)	366.00	
◆ち◆				
チアムリン注射液 タイアムチン注射液	日本全薬工業	200mg(力価)1mL V	91.00	
チアンフェニコール注射液 ネオマイゾン注射液	共立製薬	250mg1mL V	51.00	
チオプロニン注射液 動物用チオラ注射液	あすかアニマルヘルス	5%100mL V	1,408.00	
(局) 注射用水		20mL 1 A	100.00	
(局) 注射用水PL「フソー」		20mL 1 A	100.00	
(局) 注射用水（光）		20mL 1 A	100.00	
注射用水 エクセネル注用注射用水	ゾエティス・ジャパン	20mL1 A	43.00	
チルミコシン注射液 チルミコシン注300「フジタ」 チルミコシン注300「KS」 チルモベット300注射液	フジタ製薬 共立製薬 Huvepharma Japan	300mg(力価)1mL V	145.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
ミコチル300注射液	日本全薬工業			
◆て◆ デキサメタゾン注射液 水性デキサメサゾン注A	日本全薬工業	1mg1mL V	42.00	
デュファフラルーフォルテ	ゾエティス・ジャパン	1mL V	41.00	
デュファフラルーマルチ	ゾエティス・ジャパン	1mL V	22.00	
(局) テルモ生食		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) テルモ生食		1000mL1B	356.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) テルモ糖注 5 %		5%250m L 1B	284.00	ブドウ糖注射液
(局) テルモ糖注 5 %		5%500m L 1B	332.00	ブドウ糖注射液
◆と◆ 等張糖加リンゲル液 等張糖加リンゲル液「KS」	共立製薬	500mL1 V (PB)	205.00	
等張リンゲル糖ーV注射液	日本全薬工業			
等張糖加リンゲル液 等張糖加リンゲル液「KS」	共立製薬	1,000mL1 V (PB)	317.00	
等張リンゲル糖ーV注射液	日本全薬工業			
等張糖加乳酸リンゲル液 等張ハルゼン糖ーV注射液	日本全薬工業	500mL1 V	226.00	
等張糖加乳酸リンゲル液 等張ハルゼン糖ーV注射液	日本全薬工業	1,000mL1 V (PB)	375.00	
トコフェロール注射液 ビタミンイー注	日本全薬工業	50mg1mL V	28.00	
トラネキサム酸注射液 トラムリン注 パソラミン注	日本全薬工業 明治アニマルヘルス	5%10mL V	100.00	
トンキー200	フジタ製薬	100mL	802.00	
◆に◆ ニューグロン	共立製薬	500mL1 V	680.00	
ニューグロン・S	共立製薬	500mL1 V	767.00	
ニューグロンプラス	共立製薬	500mL1 V	711.00	
ニューボロカールA	日本全薬工業	500mL1 V	573.00	
◆ね◆ ネオアス注射液	東亜薬品工業	10mL	99.00	
ネオアスP	東亜薬品工業	10mL	51.00	
ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液 動物用バラスチミン	日本全薬工業	0.05%10mL1 A	68.00	
ネオニューリン注	フジタ製薬	100mL V	220.00	
ネオニューリン注	フジタ製薬	250mL V	550.00	
ネオニューリン注	フジタ製薬	500mL V	845.00	
ネオヘキサメチオニン	フジタ製薬	100mL1 V	204.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆は◆				
破傷風血清		330単位1mL V	285.00	
破傷風血清	松研薬品工業			
ハルゼン－V注射液	日本全薬工業	500mL1 V	240.00	
ハルゼン－V注射液	日本全薬工業	1,000mL1 V	324.00	
パンカル注50mg	フジタ製薬	100mL1 V	1,777.00	
パンテチン注射液		20%50mL V	1,929.00	
イブコン注20%	フジタ製薬			
◆ひ◆				
ヒアルロン酸ナトリウム注射液		4mL1 V	6,732.00	
ハイオネート	B.I.アニマルヘルスジャパン			
(局) 光糖液 5 %		5%500mL1 V	332.00	ブドウ糖注射液
(局) 光糖液 5 %		5%500mL1B	332.00	ブドウ糖注射液
(局) 光糖液 5 %		5%250m L 1B	284.00	ブドウ糖注射液
(局) 光糖液 1 0 %		10%500mL1B	240.00	ブドウ糖注射液
(局) 光糖液 5 0 %		50%20mL1 A	100.00	ブドウ糖注射液
ヒスタミンB6注「文永堂」	文永堂製薬	10mL V	46.00	
ビタフラルAD3E	共立製薬	1mL1V	37.00	
ビタフラル-フォルテ	共立製薬	1mL V	29.00	ビタロング・フォルテ
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		1,500単位1 A	1,054.00	
ゲストロン1500	共立製薬			
動物用コリホルモンA 1500単位	日本全薬工業			
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		3,000単位1 A	1,683.00	
動物用ゴナトロピン 3000	あすかアニマルヘルス			
動物用コリホルモンA 3000単位	日本全薬工業			
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		5,000単位1 A	1,232.00	
ゲストロン 5000	共立製薬			
動物用コリホルモンA 5000単位	日本全薬工業			
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		10,000単位1 A	2,065.00	
動物用コリホルモンA 10000単位	日本全薬工業			
◆ふ◆				
フィトナジオン注射液		50mg10mL1 A	179.00	
ビタミンK1注	日本全薬工業			
(局) ブドウ糖注射液		5% 50mL1 V	145.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 100mL1 V	150.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 100mL1B	151.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 250mL1V	284.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 250mL1B	227.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 500mL1 V	332.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 500mL1B	243.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) ブドウ糖注射液「A Y」 5 %		5% 500mL1B	332.00	
(局) ブドウ糖注射液 5 %「VTRS」		5% 500mL1V	332.00	
(局) ブドウ糖注 5 % P L「フソー」		5% 500mL1V	243.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 1,000mL1 V	220.00	
(局) ブドウ糖注射液		10% 500mL1B	240.00	
(局) ブドウ糖注 1 0 % バッグ「フソー」		10% 500mL1B	240.00	
(局) ブドウ糖注10% P L「フソー」		10% 500mL1V	240.00	
(局) ブドウ糖注50% P L「フソー」		50% 20mL1 A	100.00	
(局) ブドウ糖注射液		10% 20mL 1 A	100.00	
ブドウ糖加酢酸リンゲル液 酢酸リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業	500mL1 V	290.00	
ブドウ糖加酢酸リンゲル液 酢酸リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業	1,000mL1 V	470.00	
ブドウ糖加リンゲル液 リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業	1,000mL1 V	358.00	
フルスルチアミン注射液 アニビタン100注射液 フルスル注	MSDアニマルヘルス フジタ製薬	100mg 20mL1 A (V)	201.00	
フルスルチアミン注射液 アニビタン500注射液 フルスル注	MSDアニマルヘルス フジタ製薬	500mg 100mL1 V	824.00	
フルニキシメグルミン注射液 バナミン注射液5%	物産アニマルヘルス	8.3%1mL V	72.00	
フォーベット50注射液	MSDアニマルヘルス			
フルニキシシ注「明治」	明治アニマルヘルス			
フルニキシシ注5%「リケン」	リケンベッツファーマ			
フルニキシメグルミン注射液		16.6%1mL V	150.00	
フルニキシシ注10%「フジタ」	フジタ製薬			
フルニキシシ注10%「リケン」	リケンベッツファーマ			
フルニキシメグルミン・フロル		2.74%1mL V	120.00	
フェニコール配合注射液 レスフロール	MSDアニマルヘルス	30%1mL V		
プレドニゾロン注射液 プレドニゾロン注射液NZ プレドニゾロン注射液	日本全薬工業 リケンベッツファーマ	10mg1mL V	11.00	
プレドリン注	リケンベッツファーマ			
プロゲステロン注射液 動物用ルテオージェンL	日本全薬工業	200mg 5mL1 A	468.00	
プロチオン	日本全薬工業	500mL1 V	543.00	
フロルフェニコール注射液		10%1mL V (PB)	41.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
フロルフェニコール100注射液	共立製薬			
フロロコール100注射液	MSDアニマルヘルス			
フロルフェニコール注100「フジタ」	フジタ製薬			
フロルフェニコール注100NZ	リケンベッツファーマ			
フロルフェニコール注射液		20%1mLV(PB)	55.00	
フロルフェニコール200注射液	共立製薬			
フロロコール200注射液	MSDアニマルヘルス			
フロルフェニコール注200「フジタ」	フジタ製薬			
フロルフェニコール注200NZ	リケンベッツファーマ			
フロルフェニコール注射液		45%1mLV	142.00	
ニューフロール450注射液	MSDアニマルヘルス			
フロルフェニコール注射液（グルコン酸マグネシウム含有）		30%1mLPB	144.00	
フロルガン	明治アニマルヘルス			
◆へ◆				
ベルベリン注射液		0.2%100mL1V	625.00	
ベルパリン注	リケンベッツファーマ			
ベンジルペニシリンカリウム		300万単位1V	518.00	結晶ペニシリンGカリウム
結晶ペニシリンG明治	明治アニマルヘルス			
ベンジルペニシリンプロカイン注射液		600万単位20mLV	168.00	懸濁水性プロカインペニシリン
動物用懸濁水性プロカインペニシリンG	リケンベッツファーマ			
懸濁水性プロカインペニシリンG注NZ	日本全薬工業			
懸濁水性プロカインペニシリンG「meiji」	日本全薬工業			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン配合注射液		PC・G20万単位DSM250mg(力価) 1mLV	12.00	マイシリン(懸濁用)
懸濁水性マイシリン注NZ	日本全薬工業			
マイシリン・ゾル	リケンベッツファーマ			
マイシリンゾル「meiji」	日本全薬工業			
◆ほ◆				
ホスホマイシナトリウム注射液		2g(力価)1V	620.00	
動物用ホスミシンS(静注用)	明治アニマルヘルス			
ボロカール	日本全薬工業	500mL1V	683.00	
◆ま◆				
マルボフロキサシン		20mg(力価)1mLV	47.00	
マルボキシ注2%	フジタ製薬			
マルボシル2%	明治アニマルヘルス			
マルボロック2%注	リケンベッツファーマ			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
マルボフロキサシン マルボキシ注10% マルボシル10% マルボロック10%注	フジタ製薬 明治アニマルヘルス リケンベッツファーマ	100mg(力価)1mLV	206.00	
マルボフロキサシン フォーシル	明治アニマルヘルス	160mg(力価)1mLV	237.00	
◆め◆				
メシル酸ダノフロキサシン注射液 アドボシン注射液	ゾエティス・ジャパン	25mg1mL V	44.00	
メチリット注	文永堂製薬	100mL1 V	341.00	
メロキシカム メタカム2%注射液	B.I.アニマルヘルスジャパン	20mg1mL	229.00	
メロキシカム2%注 メロキシリン注2%	リケンベッツファーマ フジタ製薬			
メロキシカム メロキシリン注5%	フジタ製薬	50mg1mL	474.00	
メンブトン注射液 動物用エンドコール注	B.I.アニマルヘルスジャパン	10%10mL V	161.00	
メンブトン注射液 メンブトン20%注	リケンベッツファーマ	20%10mL V	322.00	
◆ら◆				
ラドン	日本全薬工業	10mL1 A	59.00	
◆り◆				
硫酸カナマイシン注射液 カナマイシン注NZ	日本全薬工業	100mg(力価)1mL V	5.00	
カナマイ注100「フジタ」 硫酸カナマイシン注100「KS」	フジタ製薬 共立製薬			
硫酸カナマイシン注射液 カナマイ注250「フジタ」 カナマイ(フジ)250 硫酸カナマイシン注射液250明治 硫酸カナマイシン注250「KS」	フジタ製薬 リケンベッツファーマ 明治アニマルヘルス 共立製薬	250mg(力価)1mL V	16.00	
硫酸ジヒドロストレプトマイシン注射液 ジヒドロストレプトマイシン注射液「タムラ」	リケンベッツファーマ	250mg(力価)1mL V	10.00	
硫酸セフキノム油性懸濁注射液 コバクタン	MSDアニマルヘルス	25mg(力価)1mL V	45.00	
セファガード	MSDアニマルヘルス			
硫酸マグネシウム注射液 動物用マグゾール注	日本全薬工業	20%100mL1 V	211.00	
(局) リンゲル液		500mL1 V	251.00	
(局) リンゲル液		500mL1B	219.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
リン酸デキサメタゾンナトリウム注射液 水溶性デキサ注「KS」	共立製薬	1mg1mL1 V	31.00	
リン酸デキサメタゾンナトリウム注射液 水性デキサ注0.1%	フジタ製薬	1.315mg1mLPB	25.00	
◆る◆ 動物用ルテウムデポー	あすかアニマルヘルス	5mL1 A	519.00	
◆れ◆ レスチオンV注「KS」	共立製薬	100mL1V	456.00	
レバチオニン	日本全薬工業	100mL1 V	174.00	

第2部 内用薬

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
(局) アスピリン「ケンエー」		10g	43.80	
(局) アスピリン原末「マルイシ」		10g	49.10	
(局) アスピリン「ホエイ」		10g	35.60	
(局) アスピリン (山善)		10g	49.10	
(局) アスピリン「ヨシダ」		10g	49.10	
アモキシシリン散		100mg(力価)1g	2.70	
アモキシシリン可溶散10%「KS」	共立製薬			
アモキシシリン10%可溶散「明治」	明治アニマルヘルス			
アモキシシリン散		200mg(力価)1g	4.10	
アモキシシリン可溶散20%「KS」	共立製薬			
アモキシシリン20%可溶散「明治」	明治アニマルヘルス			
アモキシシリン粒		100mg(力価)1g	3.10	
アモキシシリン可溶散10%「フジタ」	フジタ製薬			
アモキシシリン粒		200mg(力価)1g	6.10	
アモキシシリン可溶散20%「フジタ」	フジタ製薬			
アモキシシリン粒		700mg(力価)1g	11.20	
アモキシシリン可溶散70%「フジタ」	フジタ製薬			
(局) アロエ末		10g	41.00	ロカイ末
(局) 安息香酸ナトリウムカフェイン		1g	7.70	アンナカ
(局) 安息香酸ナトリウムカフェイン原末 「マルイシ」		1g	8.60	アンナカ
アンピシリン散		100mg(力価)1g	25.40	
アンピシリン散「KS」	共立製薬			
動物用アンピシリン散「コーキン」	コーキン化学			
オーテシン散	あすかアニマルヘルス			
パーレシン粒	MSDアニマルヘルス			
◆い◆				
イソプロチオラン粒剤		25%10g	40.70	
フジックス	日本全薬工業			
イソプロチオラン散剤		50%10g	95.70	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
フジックス散	日本全薬工業			
◆う◆				
ウルソデオキシコール酸散		5%1g	4.40	
ウルソー5%	物産アニマルヘルス			
ウルソデオキシコール酸5%「KS」	共立製薬			
ウルソデオキシコール散「文永堂」	文永堂製薬			
ヘパウルソ5%フレーバー	リケンベッツファーマ			
ウロストン	科研製薬	50%1g	23.70	
◆え◆				
エクトシン液	明治アニマルヘルス	10%10mL	68.60	
(局) エフェドリン塩酸塩		1g	107.50	塩酸エフェドリン
(局) ℓ－メントール		1g	16.90	
(局) ℓ－メントール「ケンエー」		1g	21.40	
(局) ℓ－メントール「コザカイ・M」		1g	20.40	
(局) 塩化カリウム		10g	7.80	
(局) 塩化カリウム「フソー」		10g	13.70	
(局) 塩化カルシウム水和物		10g	17.10	塩化カルシウム
塩酸オキシテトラサイクリン散		100mg(力価)1g	3.60	
オキテラ水溶散・100	共立製薬			
OTC可溶散「コーキン」	コーキン化学			
塩酸オキシテトラサイクリン散		500mg(力価)1g	9.10	
OTC可溶散50%「KS」	共立製薬			
塩酸クレンプテロール		0.025mg1mL	35.20	
ベンチプルミン－シロップ	B.I.アニマルヘルスジャパン			
塩酸クロルテトラサイクリン散		200mg(力価)1g	12.20	
CTC可溶散「SP」	MSDアニマルヘルス			
CTC水溶散「ペーリンガーインゲルハイム」	B.I.アニマルヘルスジャパン			
塩酸ドキシサイクリン散		20mg(力価)1g	2.00	
ビブラベット－20M	ピーヴィージー・ジャパン			
エンロフロキサシン液		2.5%1mL	26.70	
バイトリル2.5%HV液	エランゴジャパン			
◆お◆				
(局) オウバク末		10g	31.00	黄柏末
オキシリン酸散		5%1g	12.20	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
パラザン	松村薬品			
オキシリン酸散		10%1g	14.30	
動物用オキシリッチ散	コーキン化学			
オメプラゾール		6.16g1S	3,638.50	
ガストログード®	B.I.アニマルヘルスジャパン			
◆か◆				
動物用ガストリン	共立製薬	10mL	80.50	
ガスナイン S	日本全薬工業	10mL	77.40	
家畜健胃散「スタマー」	日本全薬工業	10g	7.10	
(局) 乾燥酵母		10g	29.70	
(局) 乾燥酵母エビオス		10g	30.50	
(局) カンゾウ末		10g	32.00	甘草末
◆き◆				
(局) 希塩酸		10mL	9.30	
キートン	フジタ製薬	10g	10.20	
(局) キニジン硫酸塩水和物		1g	93.10	硫酸キニジン
(局) キョウニン水		10mL	17.10	杏仁水
(局) キョウニン水 シオエ		10mL	17.90	杏仁水
(局) キョウニン水 〈ハチ〉		10mL	20.20	杏仁水
(局) キョウニン水「マルイシ」		10mL	17.90	杏仁水
(局) キョウニン水 (山善)		10mL	17.90	杏仁水
◆く◆				
(局) 苦味チンキ		10mL	16.00	
(局) 苦味チンキ「ニッコー」		10mL	17.20	
(局) グルコン酸カルシウム水和物		1g	7.50	グルコン酸カルシウム
グレビオマイシン散	日産合成工業	10g	85.00	
(局) クロルフェニラミンマレイン酸塩散		1%1g	7.70	マレイン酸クロルフェニラミン散
◆け◆				
(局) ケイ酸マグネシウム		10g	7.00	
軽種馬用ハテキ	ミヤリサン製薬	10g	16.00	
(局) ケイヒ末		10g	21.90	桂皮末
ケトナイン「文永堂」	文永堂製薬	250mL	536.00	
ゲリトミン散	共立製薬	10g	16.30	
(局) ゲンチアナ末		10g	32.60	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) ゲンチアナ末「ケンエー」		10g	33.10	
◆こ◆				
(局) 合成ケイ酸アルミニウム		10g	19.40	
(局) コデインリン酸塩散1%		1%1g	7.70	リン酸コデイン散1%
(局) コデインリン酸塩散1%「シオエ」		1%1g	8.50	リン酸コデイン散1%
(局) コデインリン酸塩散1%〈ハチ〉		1%1g	8.50	リン酸コデイン散1%
(局) コデインリン酸塩散1%「ホエイ」		1%1g	8.50	リン酸コデイン散1%
(局) コデインリン酸塩散1%「メタル」		1%1g	10.50	リン酸コデイン散1%
◆し◆				
(局) ジアスターゼ		10g	24.20	
(局) ジアスターゼ シオエ		10g	31.30	
(局) ジアスターゼ「ニッコー」		10g	28.10	
(局) ジアスターゼ (山善)		10g	27.40	
(局) ジヒドロコデインリン酸塩散1%		1%1g	11.30	リン酸ジヒドロコデイン散1%
新オルゲン S	文永堂製薬	10g	33.00	
人工カルルス塩		10g	7.00	
新中森獣医散	中森製薬	15g	46.90	
新中森獣医散 [Z]	中森製薬	15g	45.80	
◆す◆				
(局) スルピリン水和物		1g	7.50	スルピリン
スルファモノメトキシ水和物		1g	24.60	スルファモノメトキシン
ダイメトン「明治」	明治アニマルヘルス			
スルファモノメトキシ散		10%10g	39.40	
ダイメトンS散	明治アニマルヘルス			
スルファモノメトキシ散		20%10g	47.10	
ダイメトン散20%	明治アニマルヘルス			
スルファモノメトキシナトリウム		純末1g	27.10	
ダイメトンソーダ	明治アニマルヘルス			
◆せ◆				
(局) 精製水		10mL	1.10	
(局) 精製水「NikP」		10mL	2.50	
(局) 精製水 (共栄)		10mL	1.40	
(局) 精製水「ケンエー」		10mL	2.50	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) 精製水 (小堺)	日本全薬工業	10mL	2.50	
(局) 精製水 (サンケミファ)		10mL	1.60	
(局) 精製水 (シオエ)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (昭和)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (大成)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (高杉)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (東海製薬)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (東豊)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (日興製薬)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (山善)		10mL	2.50	
(局) 精製水「ヨシダ」		10mL	2.50	
整腸散 N Z		10g	22.40	
(局) センブリ・重曹散		1g	7.20	
(局) センブリ・重曹散「メタル」		1g	7.70	
(局) センブリ・重曹散「ヨシダ」		1g	7.70	
(局) センブリ末	日本全薬工業	10g	222.30	当薬末
ゼノストン		10g	9.20	カウストン
◆た◆				
(局) ダイオウ末		10g	24.50	大黄末
(局) 炭酸水素ナトリウム		10g	7.70	重曹、重炭酸ナトリウム
(局) 炭酸水素ナトリウム シオエ		10g	9.20	重曹、重炭酸ナトリウム
(局) タンニン酸アルブミン		1g	7.20	タンナルビン
(局) タンニン酸アルブミン「ケンエー」		1g	8.10	タンナルビン
(局) タンニン酸アルブミン「三恵」		1g	7.50	タンナルビン
(局) タンニン酸アルブミン シオエ		1g	7.70	タンナルビン
(局) タンニン酸アルブミン「ニッコー」		1g	9.60	タンナルビン
(局) タンニン酸アルブミン〈ハチ〉		1g	7.70	タンナルビン
(局) タンニン酸アルブミン (山善)		1g	7.50	タンナルビン
◆ち◆				
畜救散	大園製薬	10g	29.50	
◆て◆				
(局) 天然ケイ酸アルミニウム	共立製薬	10g	7.70	
◆と◆				
トルラミン	共立製薬	10g	8.10	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆な◆ ナトキン-L	共立製薬	10g	24.40	
◆に◆ (局) 乳糖水和物		10g	14.70	乳糖
(局) 乳糖水和物「ケンエー」		10g	14.90	乳糖
(局) 乳糖水和物原末「マルイシ」		10g	19.70	乳糖
(局) 乳糖水和物（小堺）		10g	19.70	乳糖
(局) 乳糖水和物「シオエ」		10g	24.60	乳糖
(局) 乳糖水和物「ホエイ」		10g	15.60	乳糖
(局) 乳糖水和物「ヨシダ」		10g	24.60	乳糖
(局) 乳糖（日興製薬）		10g	24.60	乳糖
(局) 乳糖（山善）		10g	19.50	乳糖
◆ね◆ ネオクインコール	日本全薬工業	250mL	225.10	
ネオトルラー80	文永堂製薬	10g	13.10	
ネオルノーゲン	共立製薬	250mL	414.00	
ネオルノーゲン	共立製薬	20 L	17,476.00	
◆は◆ ハイクインコール	日本全薬工業	250mL	205.70	
(局) ハッカ油		1mL	10.50	薄荷油
(局) ハッカ油「ケンエー」		1mL	20.10	薄荷油
(局) ハッカ油「コザカイ・M」		1mL	16.10	薄荷油
(局) ハッカ油「東海」		1mL	12.30	薄荷油
(局) ハッカ油「ニッコー」		1mL	21.20	薄荷油
パンカルG散	明治アニマルヘルス	10g	9.20	
◆ひ◆ バイオムボンバー散	リケンベッツファーマ	10g	71.50	
バイオエンチ	東亜薬品工業	10g	36.70	
動物用ビオスリー	東亜薬品工業	10g	18.20	
ビオペア	東亜薬品工業	10g	123.10	
ビコザマイシン散		50mg(力価)1g	31.60	
バクテロン散5%	住化エンバイロメンタルサイエンス			
ビスキノン末	リケンベッツファーマ	10g	17.30	
ビスキノン散フレーバー	リケンベッツファーマ	10g	50.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) ヒマシ油		10mL	11.90	
(局) ヒマシ油「東海」		10mL	13.40	
(局) ヒマシ油「ニッコー」		10mL	13.40	
(局) ヒマシ油 (山善)		10mL	14.20	
◆ふ◆				
(局) ブドウ糖		10g	7.70	
(局) ブドウ糖「コザカイ・M」		10g	8.90	
(局) ブドウ糖「ニッコー」		10g	13.20	
フルニキシンメグルミン		8.3%1g	164.00	
バナミンペースト	MSDアニマルヘルス			
フロルフェニコール液2%「フジタ」	フジタ製薬	20mg/mL	6.10	
フロルフェニコール液5%「フジタ」	フジタ製薬	50mg/mL	13.20	
フロルフェニコール液10%「フジタ」	フジタ製薬	100mg/mL	25.50	
◆へ◆				
ベコクサン	MSDアニマルヘルス	1mL	61.00	
ベリノール末A	日本全薬工業	10g	30.90	
ベルパリン末	リケンベッツファーマ	10g	13.20	
◆ほ◆				
ホスホマイシンカルシウム散		400mg(力価)1g	72.00	
ホスミシン細粒40%	明治アニマルヘルス			
ゴビノン	日本全薬工業	10g	9.20	
(局) ホミカエキス散		1g	7.70	
ポンテ散	フジタ製薬	10g	35.60	
◆ま◆				
マグコンゾール	日本全薬工業	250mL	265.80	
◆み◆				
獣医用宮入菌末	ミヤリサン製薬	10g	35.60	
動物用ミヤリサン	ミヤリサン製薬	10g	29.40	
◆め◆				
メトクロプラミド散		15.35mg1g	12.90	
テルペラン経口用	あすかアニマルヘルス			
プリンペラン経口用	MSDアニマルヘルス			
◆も◆				
モサプリドクエン酸塩水和物		1%10g	346.90	クエン酸モサプリド

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
プロナミドE散1%	物産アニマルヘルス			
◆や◆ (局) 薬用炭		1g	8.50	
◆よ◆ (局) ヨウ化カリウム		1g	7.70	
(局) ヨウ化カリウム「コザカイ・M」		1g	11.30	
(局) ヨウ化カリウム「ニッコー」		1g	14.50	
(局) ヨウ化カリウム (山善)		1g	8.10	
◆り◆ リゾストン	共立製薬	10g	12.20	
硫酸ゲンタマイシン散 動物用ゲンタリン細粒	MSDアニマルヘルス	50mg(力価)3.0g	229.30	
硫酸コリスチン散 硫酸コリスチン10%可溶散明治	明治アニマルヘルス	100mg(力価)1g	75.40	
硫酸ストレプトマイシン散 ストマイ顆粒	日本全薬工業	60mg(力価)1g	5.00	
(局) 硫酸マグネシウム水和物		10g	7.70	硫酸マグネシウム
(局) リン酸水素カルシウム水和物		10g	15.80	第二リン酸カルシウム、リン酸水素カルシウム
リン酸チルミコシン液 チルミコシン経口液「タムラ」	リケンベッツファーマ	250mg(力価)1mLV	39.00	
チルモベツト経口液	Huvepharma Japan			
ミコラル経口液	エランコジャパン			

第3部 外用薬

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
(局) 亜鉛華軟膏		10g	20.80	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏「コザカイ・M」		10g	33.00	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏シオエ		10g	33.00	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏「東豊」		10g	27.00	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏「日医工」		10g	33.00	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏「ニッコー」		10g	33.00	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏〈ハチ〉		10g	26.60	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏「ヨシダ」		10g	33.00	酸化亜鉛軟膏
(局) アクリノール水和物		1g	58.90	アクリノール、乳酸エタクリジン
(局) アドレナリン液		0.1%1mL	12.00	エピネフリン液、塩酸アドレナリン液、塩酸エピネフリン液
アンドレス軟膏	共立製薬	10g	18.00	
(局) アンモニア水		10mL	2.80	
(局) アンモニア水「ケンエー」		10mL	7.60	
(局) アンモニア水「タイセイ」		10mL	6.90	
◆い◆				
(局) イオウ		10g	11.70	
(局) イクタモール		10g	36.70	
◆え◆				
(局) 液状フェノール		10mL	11.50	
(局) 液状フェノール「ケンエー」		10mL	13.10	
(局) 液状フェノール（山善）		10mL	13.10	
(局) エタノール		10mL	17.30	
(局) エタノール「イマヅ」		10mL	25.80	
(局) エタノール（兼一）		10mL	29.70	
(局) エタノール「ケンエー」		10mL	29.70	
(局) エタノール（小堺）		10mL	25.80	
(局) エタノール シオエ		10mL	22.20	
(局) エタノール「司生堂」		10mL	25.80	
(局) エタノール「タイセイ」		10mL	29.70	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) エタノール「タカスギ」		10mL	25.80	
(局) エタノール「東海」		10mL	21.00	
(局) エタノール「東豊」		10mL	25.80	
(局) エタノール「ニッコー」		10mL	21.00	
(局) エタノール〈ハチ〉		10mL	25.80	
(局) エタノール「マルイシ」		10mL	29.70	
(局) エタノール（ミツマル）		10mL	29.70	
(局) エタノール「ヤクハン」		10mL	29.70	
(局) エタノール（山善）		10mL	29.70	
(局) エタノール「ヨシダ」		10mL	29.70	
(局) エタノールワコー		10mL	21.00	
(局) エーテル		10mL	28.90	
(局) 塩化ナトリウム		10g	7.70	食塩
(局) 塩化ナトリウム「オーツカ」		10g	9.10	食塩
(局) 塩化ナトリウム「東海」		10g	9.10	食塩
(局) 塩化ナトリウム（山善）		10g	9.10	食塩
(局) 塩酸		10mL	8.50	
(局) 塩酸「司生堂」		10mL	11.60	
◆お◆				
(局) 黄色ワセリン		10g	8.50	
(局) 黄色ワセリン（日興製薬）		10g	27.40	
(局) 黄色ワセリン（V T R S）		10g	10.70	
(局) オキシドール		10mL	7.70	
(局) オキシドール恵美須		10mL	8.00	
(局) オキシドール シオエ		10mL	8.00	
(局) オキシドール消毒用液「マルイシ」		10mL	8.00	
(局) オキシドール「タイセイ」		10mL	8.00	
(局) オキシドール「ホエイ」		10mL	8.00	
(局) オキシドール「ヨシダ」		10mL	8.90	
(局) オリブ油		10mL	17.10	
(局) オリブ油「ケンエー」		10mL	28.00	
(局) オリブ油（三恵）		10mL	20.00	
(局) オリブ油（シオエ）		10mL	17.30	
(局) オリブ油「タイセイ」		10mL	17.30	
(局) オリブ油「日医工」		10mL	21.30	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) オリブ油 (日興製薬)		10mL	25.40	
(局) オリブ油 (丸石)		10mL	17.30	
(局) オリブ油 (山善)		10mL	18.20	
(局) オリブ油「ヨシダ」		10mL	27.00	
◆か◆				
(局) 過マンガン酸カリウム		10g	15.70	
カンフル精		10mL	15.20	
カンメルパスタ	日本全薬工業	10g	21.10	
カンメルブルー (L)	日本全薬工業	10mL	27.50	
◆き◆				
(局) 希ヨードチンキ		10mL	11.80	
(局) 希ヨードチンキ「ケンエー」		10mL	16.50	
(局) 希ヨードチンキ (小堺)		10mL	16.50	
(局) 希ヨードチンキ「司生堂」		10mL	16.50	
(局) 希ヨードチンキ「タイセイ」		10mL	16.50	
(局) 希ヨードチンキ「東海」		10mL	16.50	
(局) 希ヨードチンキ「東豊」		10mL	16.50	
(局) 希ヨードチンキ「ニッコー」		10mL	17.70	
(局) 希ヨードチンキ (山善)		10mL	16.50	
◆く◆				
クラゲンネオ	フジタ製薬	10g	15.10	
(局) グリセリン		10mL	8.70	グリセロール
(局) グリセリン「ケンエー」		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン「コザカイ・M」		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン シオエ		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン「タイセイ」M		10mL	11.10	グリセロール
(局) グリセリン「東海」		10mL	11.10	グリセロール
(局) グリセリン「東豊」		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン「ニッコー」		10mL	13.70	グリセロール
(局) グリセリン〈ハチ〉		10mL	10.80	グリセロール
(局) グリセリン「ヤクハン」		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン (山善)		10mL	10.80	グリセロール
◆さ◆				
(局) 酢酸		10mL	2.80	
(局) 酢酸「ケンエー」		10mL	4.20	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) 酢酸「コザカイ・M」		10mL	4.20	
(局) 酢酸「昭和」 (M)		10mL	4.90	
(局) 酢酸「タイセイ」		10mL	3.40	
(局) 酢酸「日医工」		10mL	4.20	
(局) 酢酸「ニッコー」		10mL	5.70	
(局) 酢酸 (山善)		10mL	6.30	
(局) 酢酸「ヨシダ」		10mL	4.90	
(局) サラヤ消毒用エタノール		10mL	18.70	
(局) サリチル酸メチル		1mL	5.90	
(局) 酸化亜鉛		10g	20.10	亜鉛華
(局) 酸化亜鉛 (山善)		10g	22.50	亜鉛華
◆し◆				
(局) 次没食子酸ビスマス		1g	11.60	デルマトール
(局) 硝酸銀		1g	183.50	
(局) 消毒用エタノール「イマヅ」		10mL	12.90	
(局) 消毒用エタノール「NP」		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール (兼一)		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「ケンエー」		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「コザカイ・M」		10mL	17.50	
(局) 消毒用エタノール シオエ		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「タイセイ」		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「タカスギ」		10mL	17.50	
(局) 消毒用エタノール「東海」		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「東豊」		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「ニッコー」		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール (ハチ)		10mL	17.50	
(局) 消毒用エタノール「マルイシ」		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール (ミツマル)		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「メタル」		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「ヤクハン」		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「ヤマゼン」 M		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「ヨシダ」		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「ワコー」		10mL	12.90	
真菌用軟膏 N Z	日本全薬工業	10g	37.20	
(局) 親水クリーム		10g	8.30	親水軟膏

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) 親水クリーム「コザカイ・M」		10g	29.40	親水軟膏
(局) 親水クリーム「シオエ」		10g	29.40	親水軟膏
(局) 親水クリーム「東豊」		10g	22.40	親水軟膏
(局) 親水クリーム「ニッコー」		10g	29.40	親水軟膏
(局) 親水クリーム「ホエイ」		10g	17.10	親水軟膏
(局) 親水クリーム「ヨシダ」		10g	29.40	親水軟膏
(局) 親水ワセリン		10g	18.60	
(局) 親水ワセリン (日興製薬)		10g	35.30	
◆す◆				
(局) 水酸化カリウム		10g	11.80	
◆た◆				
(局) タルク		10g	7.70	
(局) 単軟膏		10g	21.80	
(局) 単軟膏 (東豊)		10g	33.10	
(局) 単軟膏 (日興製薬)		10g	39.00	
(局) 単軟膏「ヨシダ」		10g	39.00	
(局) タンニン酸		1g	11.50	
◆ち◆				
(局) チアントール		10g	29.30	
(局) チンク油		10g	7.30	
(局) チンク油「東海」		10g	15.50	
(局) チンク油「東豊」		10g	20.70	
(局) チンク油「日医工」		10g	23.30	
(局) チンク油「ニッコー」		10g	23.30	
◆て◆				
蹄病軟膏NZ	日本全薬工業	10g	97.00	
◆な◆				
ナナフロシン外用剤		0.1mg(力価)1mL	18.70	
ナナオマイシン油剤あすか	あすかアニマルヘルス			
◆に◆				
(局) 尿素		10g	7.70	
◆は◆				
(局) 白色ワセリン「ケンエー」		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン (小堺)		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン (三恵)		10g	24.30	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) 白色ワセリン (シオエ)		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン (東海製薬)		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン (東豊)		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン (東洋製化)		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン 「日医工」		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン (日興製薬)		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン (V T R S)		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン (山善)		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン 「ヨシダ」		10g	24.30	
◆ひ◆				
(局) ピロカルピン塩酸塩		1g	1180.30	塩酸ピロカルピン
◆ふ◆				
(局) フェノール		10mL	11.80	石炭酸
(局) フェノール 「コザカイ・M」		10mL	12.50	石炭酸
(局) 複方ヨード・グリセリン		10mL	11.30	
(局) 複方ヨード・グリセリン 「ケンエー」		10mL	19.20	
(局) 複方ヨード・グリセリン (小堺)		10mL	19.20	
(局) 複方ヨード・グリセリン 「ニッコー」		10mL	24.70	
(局) 複方ヨード・グリセリン (山善)		10mL	14.90	
(局) プロペト		10g	24.30	
◆ほ◆				
(局) ホウ酸		10g	7.40	
(局) ホウ酸 「ケンエー」		10g	22.80	
(局) ホウ酸 「メタル」		10g	21.50	
ポビドンヨード液		2%50mL	91.50	
動物用イソジン液	iNova Pharmaceuticals Japan			
動物用ネオヨジン液	岩城製薬			
動物用ポビドンヨード2%「KS」	共立製薬			
PVPヨード液L(フジタ)	フジタ製薬			
◆ま◆				
(局) 麻酔用エーテル		1mL	9.60	
◆め◆				
(局) 滅菌精製水 (容器入り)		10mL	2.70	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 「ケンエー」		10mL	4.90	滅菌精製水

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局) 滅菌精製水 (シオエ)		10mL	5.10	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 (大成薬品)		10mL	3.50	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 (日興製薬)		10mL	5.10	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 (光)		10mL	4.30	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 (ヤクハン)		10mL	4.30	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水「ヨシダ」		10mL	4.40	滅菌精製水
◆や◆				
(局) 薬用石ケン		10g	57.00	
◆よ◆				
(局) ヨウ素		1g	10.30	
(局) ヨードチンキ		10mL	12.90	
(局) ヨードチンキ「ケンエー」		10mL	18.10	
(局) ヨードチンキ (小堺)		10mL	18.10	
(局) ヨードチンキ「司生堂」		10mL	18.10	
(局) ヨードチンキ「タイセイ」		10mL	18.10	
(局) ヨードチンキ「東海」		10mL	18.10	
(局) ヨードチンキ「東豊」		10mL	18.10	
(局) ヨードチンキ「ニッコー」		10mL	24.30	
(局) ヨードチンキ (山善)		10mL	18.10	
動物用ヨーチン・SFL	科学飼料研究所	6g100mL	135.50	
◆り◆				
(局) 硫酸亜鉛水和物		10g	9.10	硫酸亜鉛
(局) 硫酸アルミニウムカリウム水和物		10g	10.10	ミョウバン、硫酸アルミニウムカリウム
(局) 流動パラフィン		10mL	8.60	
(局) 流動パラフィン「ケンエー」		10mL	9.40	
(局) 流動パラフィン (小堺)		10mL	9.50	
(局) 流動パラフィン「東海」		10mL	9.50	
(局) 流動パラフィン「ニッコー」		10mL	14.30	
◆ろ◆				
ロメワン	千寿製薬	5mL	632.50	

第4部 注入・挿入薬

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆え◆ 塩酸オキシテトラサイクリン乳房注入剤		450mg(力価)1本	233.00	
オキシテトラサイクリン乳房炎用液N Z	日本全薬工業			
◆せ◆ セファゾリン油性乳房注入剤		150mg(力価)1容器	121.00	
セファゾリンL「フジタ」	フジタ製薬			
セファメジンQR	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		150mg(力価)1容器	212.00	
セファメジンZ	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		250mg(力価)1容器	202.00	
セファメジンDC	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		450mg(力価)1容器	506.00	
セファゾリン3L「フジタ」	フジタ製薬			
セファメジンS	日本全薬工業			
セファロニウム油性乳房注入剤		250mg(力価)1容器	297.00	
乾乳期用セファロニウム-D	フジタ製薬			
乾乳期用セプラビン	MSDアニマルヘルス			
乾乳期用セプラビン「W」	MSDアニマルヘルス			
セファロニウムD「フジタ」	フジタ製薬			
セフロキシム油性乳房注入剤		250mg(力価)1容器	188.00	
泌乳期用スペクトラゾール	MSDアニマルヘルス			
泌乳期用セフロキシム-M	フジタ製薬			
セフロキシムL「フジタ」	フジタ製薬			
◆へ◆ ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸カ ナマイシン油性乳房注入剤		PC・G30万単位 KM300mg(力価)1本	204.00	
タイニーPK	フジタ製薬			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロstreptomycin子宮注入剤		PC・G20万単位 DSM200mg(力価)1組	1,281.00	
内膜炎用ネオポリンダールA	日本全薬工業			

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロstreptomycin油性乳房注入 剤 ニューサルマイS	日本全薬工業	PC・G30万単位 DSM300mg(力価)1容 器	124.00	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸フラ ジオマイシン油性乳房注入剤(エアゾー ハイボリス	日本全薬工業	PC・G30万単位 FM300mg(力価)1本	168.00	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロstreptomycin油性乳房注入 剤 乾乳用軟膏A	日本全薬工業	PC・G100万単位 DSM1g(力価)1容器	238.00	
◆ま◆ マストリチン	共立製薬	10mL	1,133.00	

第5部 その他

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
【注射薬】 ◆あ◆ アンピシリン注射液 アンピシリンゾル 20%	リケンベッツファーマ	200mg(力価)1mLV	20.00	令和9年9月30日まで適用